

# 「幸徳地域森林整備推進協定」(概要)

## 1 目的

森林の持つ水かん養、生物多様性の保全、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、南十勝森林組合と十勝西部森林管理署は、隣接する森林において森林共同施業団地を設定し、森林整備の目標、路網の整備や相互利用などに関する事項を定め、両者が一体となって計画的かつ効率的な森林整備を推進することを目的とする。

## 2 締結

令和6年3月25日(月)締結(締結者:南十勝森林組合 代表理事組合長・十勝西部森林管理署長)

## 3 経緯

南十勝森林組合と十勝西部森林管理署は、「森林・林業再生」の実現に向けた取り組みとして、民有林と国有林が連携して効率的な森林整備を推進するとともに、林業の活性化を通じて地域振興に資するという観点から、

(ア) 効率的かつ集約的な森林施業の推進

(イ) 地域材の安定的な供給

(ウ) 路網の整備及び相互利用

等を行うため協議し、協定の締結に至ったものです。

## 4 森林整備推進協定の森林面積等

協定の森林面積は、970haであり、うち本協定期間内における森林整備を行う面積は概ね87.10haで次表のとおりです

表

区分	森林面積 (ha)	森林整備面積		植付 (ha)	保育等 下刈り (ha)	備考
		主伐 (ha)	間伐 (ha)			
国有林	922		47.26		4.08	
民有林	48	13.66		8.72	13.38	
計	970	13.66	47.26	8.72	17.46	